

学術総会に関する規程

本規程は、定款第 38 条を踏まえ学術総会の要領について定めるものである。

第1条 日本薬剤疫学会は毎年1回学術総会を開催し、第〇回日本薬剤疫学会学術総会と称する。

第2条 学術総会は、理事会が正会員から選出する学術総会会長が主宰する。学術総会会長は、開催年の前々年の理事会において選出し、第〇回学術総会会長と称する。

第3条 学術総会会長は、組織委員(会)、プログラム委員(会)、実行委員(会)、事務局などを必要に応じて設置して、学術総会を計画、準備し、実行する。

第4条 学術総会の会期、場所、プログラム等は、学術総会会長の責任において決定し、理事会に報告した上で会員に予告する。

第5条 学術総会は、研究報告を主とする一般演題、会長講演、特別講演、シンポジウム、ワークショップなどによって構成する。

(1) 一般演題の募集要綱は全会員に通知し、演題を募集する。

(2) 一般演題の筆頭著者は本学会の正会員もしくは学生会員に限る。

(3) 会長講演、特別講演およびシンポジウム等については、本学会の会誌「薬剤疫学」に講演内容が掲載されることがあるので、依頼に当たってこのことの了解を求める。

第6条 学術総会の準備は本学会の会計から支出する準備金によって開始し、参加費その他の収入によって運営して終了後に収支の決算を明らかにする。決算は、本学会監事の監査を受けた後に参加者数などの運営結果とともに理事会に報告し、剰余金を本学会の会計に戻す。

(1) 会期は通常 10 月または 11 月になるので、準備金は開催前年度の本学会会計から支出し、剰余金は当年度の会計に戻す。赤字決算の場合には、不足金を本学会会計から支出する。

(2) 準備期間中に資金が不足する場合には、理事会に諮って準備金を追加することができる。

第7条 参加費は会員と非会員の差を設け、学術総会の収支が均衡するように定める。

第8条 抄録集は会長の責任において編集し、編集委員会の協力を得て本会の on line journal 「薬剤疫学」に増刊号として掲載する。ただし、紙媒体の「薬剤疫学」増刊号としては発行せず、印刷した「抄録集」を必要とする場合にはプログラムなどとともに印刷する。ただし、抄録集での広告の募集は学術総会事務局で行い、その収入は学術総会の会計に含める。

附則

本規程は、平成 10(1998)年 10 月 5 日より施行する。

1999 年 10 月 5 日改訂

2002 年 10 月 4 日改訂

2010 年 12 月 17 日改訂

2016 年 7 月 27 日改訂

2018 年 3 月 13 日改訂